

排ガス中のアスベスト測定結果について

清掃工場で実施した排ガス測定においてアスベストが検出されたことから、災害廃棄物受入れの前においてもアスベストの測定を行いました。

結果は下記のとおり、災害廃棄物を一度も受け入れていない工場においてもアスベストが検出されました。

なお、煙突において検出されたアスベストは、参考基準値*と比較して十分に小さい値であり、清掃工場の排ガスは煙突から排出されたのち10万倍以上に拡散されることから、周辺環境への影響はありません。

当組合では、引き続き測定を行い状況の確認を継続してまいります。

※ 参考基準値 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設に係る基準値。
施設の敷地境界において1リットルあたり10本ですが、清掃工場にこの基準値は適用されません。

記

1 測定日及び測定結果

測定結果は下表のとおりです。

単位:本/LN

工場名	号炉	災害廃棄物受入前 ^{※1}			災害廃棄物初回受入時 ^{※2}	
		測定日	測定結果		測定日	測定結果 煙突
			集じん器出口	煙突		
北清掃工場	—	8月10日	不検出(<0.1)	不検出(<0.1)	8月20日	不検出(<0.1)
豊島清掃工場	1号炉	8月11日	不検出(<0.1)	0.50	8月25日	0.19
	2号炉	8月11日	0.20	不検出(<0.1)	8月21日	0.29
多摩川清掃工場	1号炉	8月17日	不検出(<0.1)	0.20	8月29日	0.38
	2号炉		—	—	8月28日	不検出(<0.1)

※ 単位「本/LN」は、標準状態(0℃、1気圧)における排ガス1リットル中のアスベスト本数を表します。

※ 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。また、()内は検出下限値を表します。

※ 災害廃棄物受入前の多摩川清掃工場2号炉については、定期補修工事のため測定していません。

2 測定方法等

測定機関 株式会社環境管理センター (※1)、株式会社静環検査センター (※2)

測定方法 「石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法」(平成元年環境庁告示第93号)

「アスベストモニタリングマニュアル(第4版)」

(平成22年6月環境省水・大気環境局大気環境課)

使用測定器 日本電子株式会社製 走査電子顕微鏡 JSM-6390LA (※1)、JSM-6610LA (※2)

(問合せ先) 施設管理部 技術課

電話 03-6238-0745